

# 介護保険事業者指定申請の手引

千葉県健康福祉部  
高齢者福祉課介護事業者指導班

## 目 次

|      |                             |   |
|------|-----------------------------|---|
| I    | 指定制度について・・・・・・・・・・・・・・・・    | 1 |
| 1    | 指定制度の概略                     |   |
| 2    | 指定対象介護サービス等                 |   |
| 3    | 指定申請の際の法令等                  |   |
| II   | 指定申請手続きについて・・・・・・・・・・       | 3 |
| 1    | 申請の受付方法                     |   |
| 2    | 受付期間                        |   |
| 3    | 受付時間                        |   |
| 4    | 受付場所                        |   |
| 5    | 指定審査                        |   |
| 6    | 指定日                         |   |
| 7    | 公示                          |   |
| III  | 関連手続きに関する問い合わせ先について・・・・・・・・ | 5 |
| IV   | 指定通知書及び事業所番号について・・・・・・・・    | 6 |
| V    | 指定を受けた後の注意事項について・・・・・・・・    | 6 |
| 1    | 変更届出                        |   |
| 2    | 事業の廃止・休止                    |   |
| 3    | 事業の再開                       |   |
| 4    | 指定の更新                       |   |
| 5    | 指導監査                        |   |
| 6    | 勧告、命令及び指定の取消し等              |   |
| 【別紙】 | ・・・・・・・・・・・・・・・・            | 9 |

# I 指定制度について

## 1 指定制度の概略

(1) 千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く）に事業所（施設）を設置し、介護保険制度に規定された指定居宅サービス、指定介護予防サービス、及び介護保険施設を運営し介護報酬を受けるには、千葉県知事の指定を受ける必要があります。

（介護保険法第41条第1項等）

(2) 指定は、事業者からの申請に基づき、事業所ごとサービスの種類ごとに行います。

（介護保険法第70条第1項等）

(3) 指定は、以下の事項を審査したうえで決定します。（介護保険法第70条第2項等）

- ・申請者が法人であること。
- ・人員の基準を満たすこと。
- ・設備及び運営の基準に従い適正なサービスの運営ができること。
- ・その他役員等が欠格事由に該当しないこと。

## 2 指定対象介護サービス等について

○指定（介護予防）居宅サービス

- ・訪問介護
- ・（介護予防）訪問入浴介護
- ・（介護予防）訪問看護
- ・（介護予防）訪問リハビリテーション
- ・（介護予防）居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・（介護予防）通所リハビリテーション
- ・（介護予防）短期入所生活介護
- ・（介護予防）短期入所療養介護
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）福祉用具貸与
- ・特定（介護予防）福祉用具販売

○指定介護老人福祉施設

※（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所療養介護については医療機関、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所療養介護については介護老人保健施設又は介護医療院のみの指定となります。詳細についてはお問い合わせください。

※居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）は、事業所が所在する市町村が指定を行います。

### 3 指定申請の際の法令等

#### （１）基本法

- ・介護保険法（平成９年法律第１２３号）
- ・介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）
- ・介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）

#### （２）人員・設備・運営等に関する基準

| 対象サービス     | 指定基準                                                                                |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定居宅サービス   | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例<br>(平成２４年千葉県条例第６８号)                             |
| 指定介護老人福祉施設 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例<br>(平成２４年千葉県条例第７０号)                               |
| 指定介護予防サービス | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例<br>(平成２４年千葉県条例第６９号) |

以上の基準には、基本方針、人員基準、設備基準、運営基準等が規定されています。指定申請を行う前に必ず内容を確認してください。

※上記基準は、以下のホームページでも確認できます。

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A8006EF9A>

県ホームページ→電子県庁・ＤＸ→例規集→千葉県法規集（千葉県）

→第４編社会福祉→第５章社会保険

## Ⅱ 指定申請手続きについて

### 1 申請の受付方法

対面方式、郵送又は電子申請届出システムのいずれかで行います。

※対面受付予約の際の電話番号 043-223-2386・2395・2834

### 2 受付期間

原則1日～10日が受付期間となります。

※受付期限が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日が受付期限となります。

### 3 対面受付時間

受付は午前10時から午後3時30分までの間に行い、1サービスあたり1時間程度かかります。

なお、介護医療院の事前相談については、2時間程度かかります。

### 4 受付場所

千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎12階

健康福祉部高齢者福祉課介護事業者指導班

### 5 指定審査

- (1) 指定を受けるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることのほか、事前に他の関係部署と調整を行っておく必要がある場合があります。

申請する際には、それらの事務を完了した上で申請していただくようお願いします。なお、完了していないことが判明した場合、指定を受けられない場合や指定されても営業できない場合があります。

例 都市計画法、農地法、建築基準法、消防法、就業規則等の労働基準監督署への届出など

※これらに関する相談は、下記の表を参考に担当部署へお問い合わせください。

| 確認内容    | 担当部署    |
|---------|---------|
| 都市計画法   | 市町村担当課  |
| 農地法     |         |
| 建築基準法   |         |
| 消防法     | 消防署     |
| 就業規則    | 労働基準監督署 |
| 土砂災害防止法 | 土木事務所   |

(2) 申請に必要な様式等については、「申請に必要な書類の様式について」(以下のURLを参照)を確認してください。

なお、必要に応じて、追加の書類を求める場合があります。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/tetsuzuki/kaigo/shinsei-tbl.html>

(3) 申請書類に不備があり、期間内に補正または追加資料の提出がない場合は指定できません。

(4) 申請の受付後、再度内容を確認し審査を行いますが、以下のいずれかに該当する場合は指定できません。

- ・介護保険法第70条第2項、第4項、第5項または第11項
- ・介護保険法第86条第2項
- ・介護保険法第115条の2第2項

(5) 法人の登記簿の事業の目的欄に介護保険サービス事業を行う旨の記載が必要になります。事前に必ず確認してください。

なお、社会福祉法人、医療法人等の場合には、所管官庁に相談してください。

## 6 指定日

申請月の翌月1日

## 7 公示

指定事業所名、所在地、サービスの種類等が、指定日以降千葉県ホームページに掲載されます。

### Ⅲ 関連手続きに関する問い合わせ先について

#### ○老人福祉法に基づく届出

健康福祉部高齢者福祉課法人指導班

TEL：043-223-2350      FAX：043-227-0050

#### ○生活保護法に基づく手続き

健康福祉部健康福祉指導課生活保護班

TEL：043-223-2312      FAX：043-222-6294

#### ○介護給付費の請求・受領に関すること

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

TEL：043-254-7409

#### ○衛生関係（入浴施設等）に関すること

各保健所生活衛生課又は環境衛生担当

※デイサービスにおける入浴設備に関しては、届出等の必要はありません。

## Ⅳ 指定通知書及び事業所番号について

指定を行ったときは、申請月の月末までに指定通知書を送付します。なお、指定通知書は再発行いたしませんので、取扱いにご注意ください。

また、事業所番号は指定事業所（施設）ごとに各都道府県が付番するものであり、以下の原則に従って行います。

- ① 事業所の名称ごとに別の事業所番号となります（事業所の所在地が異なる場合、同一の名称は使えません）。
- ② 同一の所在地、同一の名称の事業所については、同一の事業所番号とすることが可能です（その際は申請時に申し出てください）。

## Ⅴ 指定を受けた後の注意事項について

### 1 変更届出

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その旨を10日以内（一部を除く）に県に届け出る必要があります。

変更届出をすべき項目や「変更届出書」等の書類は、以下のホームページにて確認してください。

「変更届、許可変更等申請書について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/tetsuzuki/kaigo/henkoutodoke.html>

### 2 事業の廃止・休止

事業を廃止または休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1か月前までに県に届け出る必要があります。

詳細は以下のホームページを確認してください。

「休廃止、再開の届出について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/tetsuzuki/kaigo/haisisaikai.html>

### 3 事業の再開

休止後に事業を再開する場合は対面方式、郵送又は電子申請届出システムのいずれかで書類の確認を行います。

なお、「人員、設備及び運営に関する基準」を充足しない状態での再開はできませんのでご注意ください。

詳細は以下のホームページを確認してください。

「休廃止、再開の届出について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/tetsuzuki/kaigo/haisisaikai.html>

## 4 指定の更新

介護保険法に基づく事業所（施設）の指定は、6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。指定の更新を受けない場合、期間の経過によって指定の効力が失われます。

## 5 指導監査

県では、指定居宅サービス事業者等が行うサービスの質の確保及び保険給付の適正化を目的として事業者の指導を行います（介護保険法第24条）。

指導の実施方法には、集団指導及び運営指導があります。

集団指導は介護保険制度の周知及び理解の徹底のため、全指定事業者を対象に毎年最低1回、講習会等の形式で実施しています。

運営指導はサービスの質の確保と向上、適正な介護報酬請求の確保のため、新規指定事業者その他個別に指導が必要と認められる事業者を対象に、事業所に赴いて実施します。

また、利用者、家族からの苦情や内部告発等の情報から指定基準違反又はその疑いがあると認められる場合には、監査を行います（介護保険法第76条等）。

## 6 勧告、命令及び指定の取消し等

県では、監査を行った結果、指定居宅サービス事業者等が基準に従って適正な事業運営を行っていないと認められる場合、期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告し、勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告された措置をとらないときは、期限を定めてその措置をとるべきことを命令することがあります（介護保険法第76条の2等）。

また、指定居宅サービス事業者等が介護保険法第77条等の事由に該当する場合は、指定の全部若しくは一部の効力の停止又は指定の取消しを行うことがあります。

＜指定居宅サービス事業者の場合＞

- (1) 指定居宅サービス事業者が、第70条第2項第4号から第5号の2まで、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第10号の2（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）又は第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 指定居宅サービス事業者が第70条第9項又は第11項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
- (3) 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第74条第1項の千葉県条例で定める基準又は同項の千葉県条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- (4) 指定居宅サービス事業者が、第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (5) 指定居宅サービス事業者が、第74条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。

- (6) 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- (7) 指定居宅サービス事業者が、第76条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (8) 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第76条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (9) 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第41条第1項本文の指定を受けたとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (12) 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (13) 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

事業者が期限内に勧告された措置をとらないときはその旨を公表することがあり、命令、指定の効力の停止又は指定の取消しを行ったときはその旨を公示します（介護保険法第78条）。

指定の取消しを受けた事業者（役員等を含む。）は、取消しの日から起算して5年の間、新たに居宅サービス事業等の指定を受けることはできず、取消しを受けた事業以外に居宅サービス事業等の指定を受けている場合には、当該事業について指定の更新を受けることはできません。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除きます。（介護保険法第70条第2項等、第70条の2第4項等）。